

社会保険

とくしま

SOCIAL INSURANCE TOKUSHIMA

4

2018 No.707



「シンメトリ」(勝浦町) 撮影者: 谷 ひづる

主な内容

- ・徳島県社会保険協会の平成30年度事業計画・収支予算について
- ・事業の開催報告[平成29年度 第3回 社会保険事務担当者研修会・第19回 けんこうウォーク]
- ・「社会保険とくしま」の表紙募集について
- ・施設優待事業のご案内
- ・日本年金機構からのお知らせ「マイナンバーでの手続きの開始・届書様式の変更について」
- ・協会けんぽからのお知らせ「インセンティブ(報奨金)制度導入について」
- ・健康のススメ「Keep On Going !」
- ・保健師だより「特定保健指導の有効活用について」

職場内で回覧しましょう!

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

平成30年度 事業計画・予算が成立しました

(一財)徳島県社会保険協会では、去る3月15日に平成29年度第3回理事会が開催され、平成30年度事業計画(案)及び収入支出予算(案)等が審議され、いずれも原案どおり承認されました。

なお、事業計画の内容、収支予算を次のとおりご報告いたします。

1 広報活動の推進

- ① 広報誌「社会保険とくしま」を年4回発行し配布します。当協会ホームページにも各号を掲載し、また、日本年金機構県内3年金事務所・全国健康保険協会徳島支部の各受付コーナーにも設置して、社会保険制度の周知を図ります。
- ② 広報用図書「社会保険の事務手続」を会員事業所へ配布します。
- ③ 各種事業の広報活動を積極的に推進します。

2 講習会・セミナーの開催

社会保険制度等に関する社会保険事務説明会や年金シニアライフセミナーを開催して、制度の周知に努めます。

- 平成30年7月(1回)・10月(3回)
平成31年2月(1回)
社会保険事務担当者研修会
- 平成30年10月
年金シニアライフセミナー

3 体育奨励事業の推進

けんこうウォーク、健康ボウリング大会を開催し、健康づくりの実践を通じて健康確保に努めます。

- 平成30年7月
健康ボウリング大会
- 平成30年10月
けんこうウォーク

4 福利厚生事業の推進

①健康管理意識の向上を図るため、「史跡めぐり」・「伝統産業の見学」等の日帰りバスツアーを実施します。

- 平成30年4月 ●平成30年11月
- ②生活習慣病予防・健康づくり・防災意識向上に役立つDVDの貸出しを実施します。

5 各種団体への活動協力

徳島県社会保険委員会連合会・徳島

県年金受給者協会等社会保険制度の円滑な運営に寄与している関係団体と協力し、各種事業等を実施します。

収入支出予算額	
収入の部(単位:千円)	
科目	予算額
事業活動収入	25,380
(内 会 員 費 収 入)	(25,000)
投資活動収入	3,000
前期繰越収支差額	2,000
収入合計	30,380
支出の部(単位:千円)	
科目	予算額
事業活動支出	27,530
(内 事 業 費)	(15,984)
(内 管 理 費)	(11,546)
予 備 費	2,850
支出合計	30,380

常備薬・参考図書等の斡旋について

～もしもの時に役立つ常備薬！
職場や家庭で役立つ参考図書はいかかですか？～
当協会では、従業員やご家族の皆様への福利厚生事業の一環として、疾病予防や健康管理に役立つ常備薬、また、職場や家庭で役立つ参考図書の斡旋をご案内しております。

平成30年度は、
4月・9月に常備薬の斡旋チラシ
6月・1月に参考図書の斡旋チラシの送付
を予定しておりますので、お見逃しなく！

●平成30年度 会費納入のお願い●

当協会の事業運営につきまして、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当協会では、社会保険制度の普及発展のための広報事業や、被保険者及びそのご家族を対象とした福利厚生事業等を実施しております。各種事業を行う費用等は、年1回、会員事業所の皆様方よりご協力頂いております社会保険協会費が唯一の財源です。

この度、会員事業所様には、平成30年度会費の払込書を同封しております。納入にあたり、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。**会員事業所様の住所変更・名称等に変更があった場合には、年金事務所に手続きしていただくとともに、当協会へもご連絡いただけますようお願いいたします。**

平成29年度 第3回 社会保険事務担当者研修会を開催しました

2月20日(火)徳島県立中央テクノスクール(ろうきんホール)において、社会保険事務担当者研修会を開催しました。

今回の研修会は、特定社会保険労務士の田中康之先生を講師に迎え、「定年退職後の再雇用に係る手続き」についてのご講演をいただきました。今回の研修会には、年度末のお忙しいなか、95名の方々にご参加いただき誠にありがとうございました。



第19回 徳島県社会保険協会 けんこうウォーク

3月11日(日)蔵本公園から眉山山頂へと歩くけんこうウォークを開催しました。

今回のウォークは、ポカポカの天候に恵まれ最高のウォーク日和で、春を感じながら5km・10kmのコースを散策しました。また、今年のイベントは、「簡単姿勢チェックと認知症予防について」体験していただき、249名の方々にご参加されました。



平成
30年度

「社会保険とくしま」表紙(大募集)!



平成30年度の広報紙「社会保険とくしま」の表紙の写真などを次の要領により募集します。多数のご応募をお待ちしております。

- 題 材 自由。徳島県内の「四季を通じての風景」「祭り」「行事」など歓迎いたします。(写真・絵手紙・水彩等)
- 発行月 平成30年6月(夏号)・9月(秋号)平成31年1月(新年号)・4月(春号)
- 応募資格 当協会会員事業所に勤務されている被保険者とそのご家族。
- サ イ ズ モノクロ・カラーともに表紙サイズ参照。
- 締め切り 平成30年5月9日(水)到着分まで。
- 応募方法 右記の応募票をコピーして、必要事項をご記入のうえ、写真などの裏面に貼付し、郵送して下さい。

- 送り先 〒770-0006
徳島市北矢三町3丁目1-77 マイム21
一般財団法人 徳島県社会保険協会
TEL(088)679-6670 FAX(088)634-3337
- 記 念 品 各月号の表紙採用者(4名)には、記念品を進呈いたします。
- 発 表 平成30年6月号「社会保険とくしま」紙上又採用者についてはご本人宛に通知いたします。

応募票

氏 名		男 女	歳
事業所名			
自宅住所	〒		
電話番号			
画 題			
撮影場所			

応募票にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

■ 応募上の注意

- ①作品は未発表のものに限ります。
- ②応募点数は1人4点以内とさせていただきます。
- ③採用作品の著作権は主催者に帰属します。
- ④応募作品は返却いたしません。
- ⑤被写体が人物の場合、肖像権侵害等責任は負いかねます。応募に際しては被写体本人の承諾を得て下さい。
- ⑥採用作品の原版(ネガデジカメデータ等)は、提出していただく場合があります。

宿泊施設等の優待(割引)利用対象施設が増えました!!

「施設利用会員証」を提示することにより、優待料金で利用できる優待利用施設として、新たに次の施設が加わりましたのでお知らせいたします。ご家族・職場での旅行や出張などにご利用下さい。



【これまでお知らせしていた優待対象施設】

- 船員保険会施設(4施設) ● ホテル法華クラブグループ(17施設) ● 高輪・品川プリンスホテルグループ(4施設)
- 湯快リゾートグループ(28施設) ● プリンスホテルグループ

【追加された優待対象施設】

- ダイワロイヤルホテルズ(27施設) ● かんぼの宿(50施設) ● その他(新潟・静岡・奈良県の温泉施設等)(15施設)

対象施設・優待内容・ご利用方法等の詳細は、
(一財)徳島県社会保険協会HPでご確認ください。

【施設利用会員証の申込について】

各優待施設の使用にあたり、「施設利用会員証」が必要になります。下記「施設利用会員証」交付申請書または、当協会ホームページから申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、FAX(郵送可)にてお申込み下さい。

会員専用の優待料金・内容等については、Eメールにてお知らせしますので、下記申請書にご記入ください。

「施設利用会員証」交付申請書

[申込先]

FAX(088)634-3337

一般財団法人徳島県社会保険協会

〒770-0006 徳島市北矢三町3丁目1-77 マイム21-1F

会員番号		事業所名		
住 所	〒	Eメール		
TEL		FAX		
担当者名		希望枚数	枚(1事業所3枚まで)	

※この情報は、当協会からのご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

事業主の皆さまへ

日本年金機構からのお知らせ

マイナンバーでの手続きの開始・届書様式の変更について

厚生年金保険関係手続きが基礎年金番号だけでなく、マイナンバーでも行うことが可能となり、手続きの選択肢が増えました。従来は、従業員を採用した場合、年金手帳の提出を求め、基礎年金番号により資格取得届を提出していましたが、今後はマイナンバーでの提出が可能となります。

※20歳未満等で基礎年金番号をお持ちでない方は、マイナンバーを記入してください。



マイナンバーでの手続きに関するお知らせを日本年金機構ホームページに掲載しています。

- 平成30年3月5日から届書様式が変更(様式統合、マイナンバー欄追加、A4縦判化等。電子媒体を含む)となっておりますので、変更後の様式を使用するようお願いします。
- 被保険者のマイナンバーが変更された場合は、日本年金機構への届出が必要となります。

今後の氏名・住所の変更の届出について

マイナンバーによる氏名・住所の変更の届出省略を可能とするため、日本年金機構では基礎年金番号とマイナンバーの紐付けを進めています。

今後、マイナンバーと基礎年金番号が結びついている厚生年金被保険者・国民年金第3号被保険者については、住民票の異動情報から年金記録の氏名・住所の情報を更新します。そのため、事業主様からの住所変更届等の提出が原則として不要となります。

(注)基礎年金番号とマイナンバーが紐付かない被保険者については、平成30年7月以降事業主様宛てに対象者をお知らせし、氏名・住所の変更があった場合は届出をお願いする予定です。(詳細は、日本年金機構ホームページをご参照ください。)

なお、国民年金第3号被保険者については、別途、ご本人宛てにお知らせしますので、ご本人から氏名・住所の変更について届出があった場合は、提出をお願いします。

平成30年3月5日から事業主様向けの届書様式が変わりました。

変更となる届書様式は、次のとおりです。

▼様式統合及び変更となる届書

1	●健康保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届 ●厚生年金保険 70歳以上被用者該当届	➡	●健康保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届／厚生年金保険 70歳以上被用者該当届
2	●健康保険 厚生年金保険 被保険者資格喪失届 ●厚生年金保険 70歳以上被用者不該当届	➡	●健康保険 厚生年金保険 被保険者資格喪失届／厚生年金保険 70歳以上被用者不該当届
3	●厚生年金保険 被保険者資格喪失届 ●厚生年金保険 70歳以上被用者該当届	➡	●厚生年金保険 被保険者資格喪失届／厚生年金保険 70歳以上被用者該当届(70歳到達届)
4	●健康保険 被扶養者(異動)届 ●国民年金 第3号被保険者関係届	➡	●健康保険 被扶養者(異動)届／国民年金 第3号被保険者関係届 ※複写様式から単票様式に変更となります。
5	●健康保険 厚生年金保険 被保険者賞与支払届 ●厚生年金保険 70歳以上被用者賞与支払届	➡	●健康保険 厚生年金保険 被保険者賞与支払届／厚生年金保険 70歳以上被用者賞与支払届
6	●健康保険 厚生年金保険 被保険者月額変更届 ●厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届	➡	●健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届／厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届

7	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険 厚生年金保険 被保険者算定基礎届 ●厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届 	➡	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届／厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届
8	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険 厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書 ●健康保険 厚生年金保険 産前産後休業取得者変更(終了)届 	➡	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険 厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書／変更(終了)届
9	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険 厚生年金保険 産前産後休業終了時報酬月額変更届 ●厚生年金保険 70歳以上被用者 産前産後休業終了時報酬月額変更届 	➡	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険 厚生年金保険 産前産後休業終了時報酬月額変更届／厚生年金保険 70歳以上被用者 産前産後休業終了時報酬月額相当額変更届
10	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険 厚生年金保険 育児休業取得者申出書(新規・延長) ●健康保険 厚生年金保険 育児休業終了届 	➡	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険 厚生年金保険 育児休業等取得者申出書(新規・延長)／終了届
11	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険 厚生年金保険 育児休業等終了時報酬月額変更届 ●厚生年金保険 70歳以上被用者 育児休業等終了時報酬月額変更届 	➡	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険 厚生年金保険 育児休業等終了時報酬月額変更届／厚生年金保険 70歳以上被用者 育児休業等終了時報酬月額相当額変更届
12	<ul style="list-style-type: none"> ●厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書 ●厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例終了届 	➡	<ul style="list-style-type: none"> ●厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届
13	<p>健康保険 厚生年金保険 適用事業所 名称／所在地 変更(訂正)届(管轄内)</p> <p>健康保険 厚生年金保険 適用事業所 名称／所在地 変更(訂正)届(管轄外)</p>	➡	<p>健康保険 厚生年金保険 適用事業所 名称／所在地 変更(訂正)届</p>

▼様式のみ変更となる届書

14	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険 被保険者適用除外承認申請書(国民健康保険組合被保険者) ※届出の際は、別途、「(国保組合)厚生年金保険 被保険者資格取得届／厚生年金保険70歳以上被用者該当届」が必要です。
15	<ul style="list-style-type: none"> ●厚生年金保険 特例加入被保険者資格取得申出書
16	<ul style="list-style-type: none"> ●厚生年金保険 特例加入被保険者資格喪失申出書
17	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険 厚生年金保険 任意適用申請書
18	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険 厚生年金保険 任意適用取消申請書
19	<ul style="list-style-type: none"> ●年金手帳再交付申請書
20	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届 —総括表—
21	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険 厚生年金保険 被保険者賞与支払届 —総括表—
22	<ul style="list-style-type: none"> ●国民年金 第3号被保険者関係届

詳しくは下記の管轄する年金事務所にお問い合わせください。



※変更となる上記、届書については、変更後の様式を使用してください。(様式の統合、個人番号欄追加、様式レイアウト(A4縦判化等)の変更があります。)

※様式の統合により「1~3」、「5~7」、「9」、「11」については、健康保険被保険者分と厚生年金70歳以上被用者分を別々にご提出いただいていた届書が1枚で提出できるようになります。

お問い合わせ先

徳島北年金事務所

徳島市佐古三番町12-8
電話(088)655-0200

徳島南年金事務所

徳島市山城西4-45
電話(088)652-1511

阿波半田年金事務所

美馬郡つるぎ町貞光字馬出50-2
電話(0883)62-5350

協会けんぽでは、平成30年度から新たにインセンティブ(報奨金)制度を導入する

評価指標の

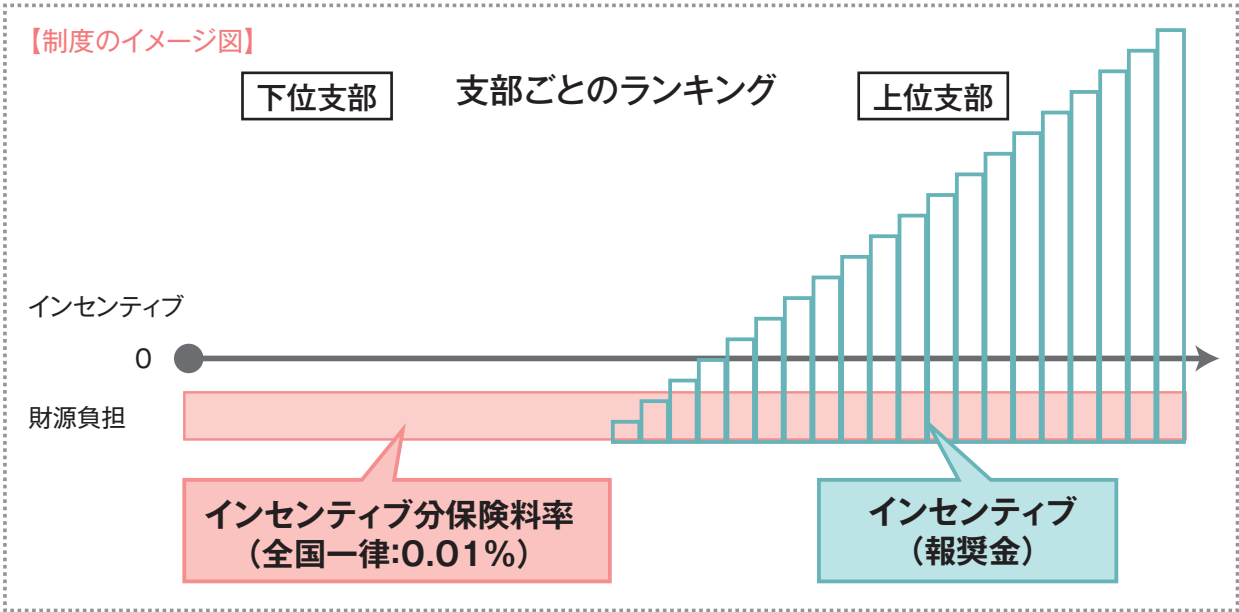
皆さまの取組で保険料率の未来が変わる!!

協会けんぽでは、平成30年度から新たに「インセンティブ(報奨金)制度」を導入します。この制度は、協会けんぽの加入者及び事業主の皆様の取組等に応じて、インセンティブ(報奨金)を付与し、それを『健康保険料率』に反映させるものです。



評価方法

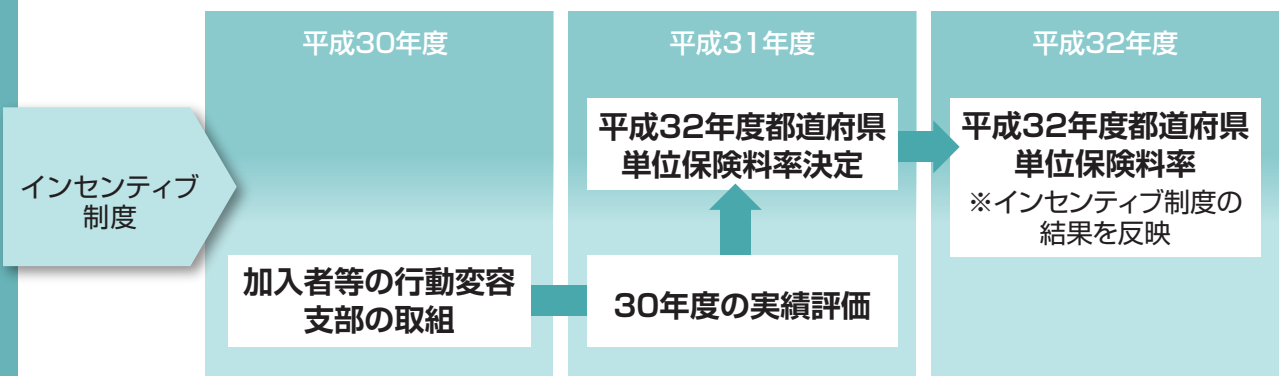
制度の財源となる保険料率として、新たに全支部の保険料率の中に、0.01%を盛り込みます。そのうえで、特定健診・保健指導の実施率やジェネリック医薬品の使用割合などの**評価指標**に基づき全支部をランキングし、ランキング上位過半の支部に、得点数に応じた報奨金を付与して保険料率を引き下げます。



スケジュール

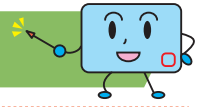
平成30年度から本格実施し、その結果を平成32年度からの都道府県単位保険料率に反映します。また、制度導入に伴う激変緩和措置として、負担分については3年間で段階的に導入します。

- ▶平成30年度(平成32年度保険料率に反映):0.004%
- ▶平成31年度(平成33年度保険料率に反映):0.007%
- ▶平成32年度(平成34年度保険料率に反映):0.01%



ことになりました

協会けんぽ徳島支部からのお知らせ



》 評価指標一覧

1 特定健診等の受診率**UP!**



2 特定保健指導の実施率**UP!**



3 特定保健指導対象者の減少率**DOWN!**



4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率**UP!**



5 ジェネリック医薬品の使用割合**UP!**



● お 願 い ●

- 協会けんぽの生活習慣病予防健診(被保険者の方)、特定健診(被扶養者の方)の受診をお願いします。
- 協会けんぽの健診を利用せず職場で定期健診を受診された場合は、その結果を協会けんぽにご提供をお願いします。
- 健診結果で生活改善が必要と判定された方は、協会けんぽの特定保健指導のご利用をお願いします。
- 特定保健指導の対象とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取り組みましょう。
- 特定保健指導を受けた方は、プログラムを最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関を受診しましょう。
- 生活習慣病予防健診の結果、血圧又は血糖値の項目で「要治療者(再検査を含む)」の判定を受けた方は、協会から受診勧奨のご案内を送付しますので、医療機関に受診しましょう。
- 薬局でお薬を受け取る際は積極的に「ジェネリック医薬品」の選択をお願いします。
- 徳島県はジェネリック医薬品の使用割合が全国最下位です。積極的な切り替えを!!



すべての事業主・加入者の皆さまの健康への取組が**医療費適正化**につながります

健康保険料率と介護保険料率が変わります

平成30年度の協会けんぽ徳島支部の保険料率が決定しましたのでお知らせします。

【徳島支部の健康保険料率】

10.18% 30年度 → **10.28%**

【徳島支部の介護保険料率】

1.65% 30年度 → **1.57%**

変更後の保険料率の適用は、3月分(4月納付分)からとなります。また、賞与については支給日が3月1日分からとなります。

徳島北年金事務所協会けんぽ出張窓口を閉鎖します

徳島北年金事務所
協会けんぽ出張窓口は

平成30年6月29日(金)

をもちまして、**閉鎖**いたします。

利用者の方には、ご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしく
お願いいたします。



全国健康保険協会 徳島支部
協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒770-8541 徳島市沖浜東3-46 Jビル西館1階

088-602-0256 (健康保険の給付・任意継続・保険証再交付等に関すること)

088-602-0258 (レセプト・医療費通知・交通事故等に関すること)

088-602-0264 (健診・保健指導に関すること)

088-602-0251 (広報・保険料率等に関すること)

第152回

健康のススメ

板東 浩

100歳を超えても活躍された日野原重明先生は、わが国の医療界に数々の功績を残されました。その影響はなお広がりを見せています。先生の著書400冊の中で最期の「生きていくあなたへ 105歳どうしても遺したかった言葉」はいまベストセラーへ。出版社の担当者からお話を伺うと、今後他の言語に訳され諸外国でも読まれていくとのこと。

「Keep On Going！」

また、先生自身が2000年に設立された「新老人の会」の活動も注目されます。健康や命、平和を考える「日野原イズム」を学んだ全国の各支部でもいろいろな活動が続き発信中。そんな中、先日徳島で講演会が開かれました。日野原先生は100歳でfacebookの本を、104歳で俳句の本を出版。誰もが自由闊達にコミュニケーションする必要性や実践法を説かれたのです。

実は今回SSA(Smart Senior Association)部が世界のfacebook社から特別認定を受け、日本の元気な中高年のモデルが将来世界標準になっていく企画がスタート。最初が徳島開催で、教育講座「人生100年時代!! 日野原重明先生が唱えたフェイスブックの楽しい未来」はとても有意義でした。

先生から頂いたメッセージは「Keep On Going！」前へ前へと進もう。(医学博士・内科医)



こうして改善！生活習慣

健康であることは、私たち一人ひとりの生活を豊かで充実したものとするために、とても大切なことです。ところが、年齢が上がるとともに関わってくるのが「生活習慣病」です。生活習慣病は運動不足、喫煙、飲酒過多などの生活習慣により発症すると考えられ、その予防は私たちの健康を守るためにとても大切なこととなっています。そのためには、毎年健診を受けて結果がどのように変化しているかを把握し、生活習慣に活かすことが重要なポイントとなります。この生活習慣病に着目した健診の制度（特定健診）がスタートして10年目になります。健診結果から内臓脂肪型肥満と糖質や脂質などの代謝異常、または高血圧が合併しているメタボリックシンドローム及び予備群

「特定保健指導」の有効活用について

の方を見つけ出し、病気になるリスクを減らすために、協会けんぽでは保健師・管理栄養士による「特定保健指導」を実施しています。この指導は一方的な指導ではなく、対象者の方が取り組みそうな生活習慣の改善目標を相談して決め、その後のサポートをしています。生活習慣の改善により半年間で体重が減ったり、翌年の健診結果が改善した。という成果も出ています。

事業主の皆様には、従業員の健康保持・増進を図り、生産性の向上に繋げるため「特定保健指導」を有効にご活用いただきますようお願いいたします。



社会保険協会 会員事業所様

『タイムズカーレンタルの優待サービス』



社会保険協会会員事業所様限定サービスとして、協会ホームページ内の専用バナーにて、インターネット予約を行えば、通常料金の25%OFFでご利用になれます。くわしくは、ホームページでご確認ください。

徳島県社会保険協会 検索 <http://tokusyakyō.sakura.ne.jp>

○……………として保管しましょう……………○